

江戸東京きらりプロジェクト推進委員会設置要綱

28産労総企第274号
平成28年11月21日

(設置の目的)

第1 東京都は、東京の産業における技と伝統について、伝統を守りつつ製品の付加価値を高め、世界に発信することを通じて、将来に継承するとともに、東京のイメージ向上や外国人旅行者増加に資することを目的として「江戸東京きらりプロジェクト推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 東京の産業における技と伝統の継承に向けた製品の付加価値向上及び発信の方策の検討
- (2) 技と伝統の継承に向けた製品の付加価値向上及び発信に意欲的な事業者が行う先導的な取組への助言
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(委員等)

第3 委員会は、知事が別途委嘱する委員をもって構成する。

2 知事が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、第3の規定により委嘱を受けた日から平成30年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。

(委員長)

第5 委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(召集)

第6 委員会は、知事が招集する。

(事務局)

第7 委員会の事務局は、東京都産業労働局総務部企画計理課とする。

(その他)

第8 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。